（建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の職務）

第五百十七条の五　事業者は、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一　（略）

二　器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三　要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（鋼橋架設等作業主任者の職務）

第五百十七条の九　事業者は、鋼橋架設等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一　（略）

二　器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三　要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（木造建築物の組立て等作業主任者の職務）

第五百十七条の十三　事業者は、木造建築物の組立て等作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一　（略）

二　器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三　要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の職務）

第五百十七条の十八　事業者は、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一　（略）

二　器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三　要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（コンクリート橋架設等作業主任者の職務）

第五百十七条の二十三　事業者は、コンクリート橋架設等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一　（略）

二　器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三　要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（作業床の設置等）

第五百十八条　（略）

2　事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第五百十九条　（略）

2　事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

（建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の職務）

第五百十七条の五　事業者は、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一　（略）

二　器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三　安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（鋼橋架設等作業主任者の職務）

第五百十七条の九　事業者は、鋼橋架設等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一　（略）

二　器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三　安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（木造建築物の組立て等作業主任者の職務）

第五百十七条の十三　事業者は、木造建築物の組立て等作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一　（略）

二　器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三　安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の職務）

第五百十七条の十八　事業者は、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一　（略）

二　器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三　安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（コンクリート橋架設等作業主任者の職務）

第五百十七条の二十三　事業者は、コンクリート橋架設等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一　（略）

二　器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三　安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（作業床の設置等）

第五百十八条　（略）

2　事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第五百十九条　（略）

2　事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。